

令和6年草加市議会6月定例会 提出議案及び報告の概要

定例記者会見資料

議案数

専決処分	2件
補正予算	2件
条例	5件
人事	16件
計	25件

報告数

専決処分	4件
繰越計算書	10件
事業報告	3件
計	17件

令和6年6月



議案の概要 (補正予算を除きます。)

専決
処分

第36号議案 専決処分の承認を求めることについて【草加市税条例の一部を改正する条例】

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、その一部が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、草加市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、承認を求めるものです。

(1) 個人市民税における定額減税（特別税額控除）の実施

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、納税義務者及び扶養親族（配偶者含む）1人につき個人住民税1万円の定額減税（特別税額控除）を実施するものです。

(2) 土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置等の適用期限の延長

負担調整措置は、評価替えにより評価額が大きく上昇した場合の税負担の上昇を緩和するための措置で、現行の負担調整措置の期間を延長するものです。

改正前	改正後
令和3年度から令和5年度まで	令和6年度から令和8年度まで

(3) 新築認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額に係る申告方法の見直し

新築認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置における申告について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合、区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置を適用するものです。

(4) 特定事業所内保育施設に係る課税標準の特例措置の廃止

令和5年度末で特定事業所内保育施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置が廃止されたことから、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）により、条例に規定している特例割合を廃止するものです。

改正前	改正後
特定事業所内保育施設課税標準の特例措置 特例割合 3分の1	廃止

(5) 職権による減免を可能とする規定の追加

市民税、固定資産税等の減免について、条例に規定する減免事由に該当することが明らかで、減免する必要があると認められる場合、申請書等の提出がなくても職権により減免を適用するものです。

改正前	改正後
(提出書類) ・申請書 ・減免事由を証明する書類	(提出書類) ・減免事由が明らかで、減免の必要がある場合は提出不要（職権適用）

(6) その他条文の所要の整備

地方税法等の改正により、法の項ズレの反映や条文中の引用条項の整備等を行います。

【専決処分日】 令和6年3月30日

【施行期日】 令和6年4月1日から施行します。（経過措置あり）

【総務部市民税課・資産税課】

第37号議案 専決処分の承認を求めることについて【草加市国民健康保険税 条例の一部を改正する条例】

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、その一部が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、承認を求めるものです。

(1) 低所得者の国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の見直し

低所得者の国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を次のとおり引き上げます。

【現 行】 5割軽減の基準所得 43万円 + 29万円 × 被保険者数
2割軽減の基準所得 43万円 + 53.5万円 × 被保険者数



【改正後】 5割軽減の基準所得 43万円 + 29.5万円 × 被保険者数
2割軽減の基準所得 43万円 + 54.5万円 × 被保険者数

【専決処分日】 令和6年3月30日

【施行期日等】 令和6年4月1日から施行から施行し、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用

【影響等】 影響見込数：105世帯・171人
影響見込額：約233万円（負担割合：県3／4・市1／4）

【健康推進部保険年金課】

第38号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額	89,565,000千円
歳入・歳出補正予算額	2,317,688千円
補正後の歳入・歳出予算額	91,882,688千円

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

款	補正額	主な内容	
14 国庫支出金	2,317,688	・重点支援地方交付金(福祉政策課)	2,317,688
合計	2,317,688		

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	
3 民生費	2,317,688	・令和6年度住民税非課税世帯等給付金給付事業[福祉政策課]	2,317,688
合計	2,317,688		

第39号議案 令和6年度草加市一般会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額 91,882,688千円

歳入・歳出補正予算額 533,150千円

補正後の歳入・歳出予算額 92,415,838千円

補正予算の主な内容

歳入

※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものを。

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	
14 国庫支出金	557,869	①児童扶養手当負担金	6,915
		②児童手当国庫負担金	546,664
		③子ども・子育て支援事業費補助金	4,290
15 県支出金	△ 19,154	④児童手当県負担金	△ 19,997
		⑤ひとり親家庭等医療費支給事業補助金	250
		⑥よりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進事業委託金	593
18 繰入金	△ 8,190	・財政調整基金繰入金	△ 8,190
20 諸収入	2,625	⑦ネーミングライツ料(スポーツ振興課)	2,625
合 計	533,150		

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
1 議会費	△ 8,400	・議会事務事業[議会事務局]		△ 8,400
2 総務費	△ 3,102	・人件費(一般管理費)[職員課]		△ 7,392
		・人事・給与関係事務事業[職員課]	③	4,290
		・スポーツ振興事業[スポーツ振興課](財源振替)	⑦	0
3 民生費	544,775	・子ども医療費・ひとり親家庭等医療費支給事業[子ども政策課]	⑤	2,150
		・ひとり親家庭等支援事業[子ども政策課]	①	22,579
		・児童手当事業[子ども政策課]	②④	520,046
10 教育費	△ 123	・人件費(事務局)[職員課]		△ 716
		・豊かな心推進事業[指導課]	⑥	593
合 計	533,150			

第40号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備及び一体型滞在快適性等向上事業に係る固定資産税の課税標準の特例割合の設定を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

(1) 再生可能エネルギー発電設備（バイオマス発電設備）に係る課税標準の特例割合の設定（わがまち特例）

バイオマス発電設備のうち1万kW以上2万kW未満の発電設備のうち「一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料」の区分に該当する設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置について、新たに市の条例で定める必要が生じたため、特例割合の設定を行います。

改正前		改正後	
区分	草加市が採用する割合	区分	草加市が採用する割合
バイオマス発電設備 1万kW以上2万kW未満	3分の2 (3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合)	バイオマス発電設備 1万kW以上2万kW未満	3分の2 (3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合)
		バイオマス発電設備 1万kW以上2万kW未満 <u>「一般木質・農作物残さ」区分に該当するもの</u>	7分の6 (7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下の範囲内で市町村の条例で定める割合)

【対象資産】 償却資産 【特例期間】 3年度分

(2) 一体型滞在快適性等向上事業に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合の設定（わがまち特例）

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、新たに市の条例で定める必要が生じたため、特例割合の設定を行います。

改正前	改正後	
2分の1 地方税法附則で規定	法定の割合	草加市が採用する割合
	2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合	<u>2分の1</u> (参酌基準どおり)

【対象】 土地…道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するもの
家屋…低層部の階をオープン化した家屋について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペース部分。カフェ、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
償却資産…オープンスペース化した土地に設置されたベンチ、街灯、電源設備、給排水設備その他これらに類するもの

【特例期間】 5年度分

(3) その他条文の所要の整備

公益信託に関する法律の全部改正、私立学校法の一部改正等に伴う引用条文の所要の整備を行います。

【施行期日】

公布の日から施行します。（経過措置あり）

ただし、次に掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行するものとします。

- (1) 私立学校法の一部改正に伴う所要の整備：令和7年4月1日
- (2) 公益信託に関する法律の全部改正に伴う所要の整備：公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

第41号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（内閣府令）の一部改正に伴い、本市の条例で定める地域型保育事業施設における保育士配置基準を見直すとともに、一定の事業所における保育士配置の特例を新設するものです。

(1) 地域型保育事業施設における保育士配置基準の見直し

次のとおり、地域型保育事業施設における保育士の配置基準を見直します。

	現行	改正後
3歳児クラス	児童20人につき保育士1人	児童 15人 につき保育士1人
4・5歳児クラス	児童30人につき保育士1人	児童 25人 につき保育士1人

(2) 小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置の特例の新設

保育士の担い手不足の解消に喫緊に対応するため、当分の間、保育士配置の特例を可能とするものです。

① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

現行	配置基準上、必要保育士が1名となる時間帯は、 <u>保育士資格を有する者2名が必要</u> 。
改正案	配置基準上、必要保育士が1名となる時間帯は、 <u>保育士資格を有する者1名と保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者1名での保育が可能</u>

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例

現行	配置基準上、必要な保育士は <u>全て保育士資格を有する者</u>
改正案	<u>幼稚園教諭や小学校教諭の有資格者を、保育士とみなすことができる。</u> ただし、上記①を除き、配置基準上、各時間帯において必要となる保育士の2 / 3以上は保育士資格を有する者であることが必要。

③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

現行	配置基準上、必要な保育士は <u>全て保育士資格を有する者</u>
改正案	保育所を1日8時間超開所すること等により、その運営上追加的に保育士を確保しなければならない場合にあっては、 <u>定員に対して必要な保育士を超える部分の保育士は、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者での保育が可能。</u> ただし、上記①を除き、配置基準上、各時間帯において必要となる保育士の2 / 3以上は保育士資格を有する者であることが必要。

【改正の影響】 本市において**小規模保育事業A型11事業所**が、特例の対象事業所となります。

【施行期日】 公布の日から施行します。（経過措置あり）

【こども未来部保育課】

第42号議案 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の一部改正に鑑み、本市の条例で定める利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の掲示の方法を見直すとともに、条文の所要の整備を行うものです。

(1) 特定教育・保育施設の重要事項の掲示方法の見直し

利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の掲示の方法について、従来の掲示に加え、当該事業所のホームページに掲載する等の方法により周知を行うものとします。

改正前	改正後
<p>(重要事項の掲示方法) ・特定教育・保育施設の見やすい場所に掲示</p>	<p>(重要事項の掲示方法) ・特定教育・保育施設の見やすい場所に掲示 するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（インターネット等）により公衆の閲覧に供する（新設）</u></p>

(2) 条文の所要の整備

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の一部改正に合わせて、電磁的記録に係る規定の所要の整備を行います。

【施行期日】 公布の日から施行します。

【こども未来部保育課】

第43号議案 草加市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する 条例の制定について

児童福祉法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

所要の 整備

児童福祉法の一部改正により児童発達支援センターの目的が見直されたこと等に伴い、当該センターの目的に関する規定の整備、項ずれ対応など条文の所要の整備を行います。

【施行期日】

公布の日から施行します。

【こども未来部こども育成支援課】

第44号議案 草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

診療報酬の算定方法（厚生労働省告示）の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

所要の 整備

条文中に引用している厚生労働省告示の一部改正に伴い、引用条文の所要の整備を行います。
(内容は変わりません。)

【施行期日】

公布の日から施行します。

【健康推進部保険年金課】

第45号～第58号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

令和6年8月31日をもって任期満了となる農業委員会委員14名（うち1名は現在欠員）の後任の委員に係る議案を提出するものです。

1	石 関 博 幸 氏	継続	8	土 佐 一 仁 氏	継続
2	井 上 昇 氏	継続	9	伊 藤 利 一 氏	新規
3	鈴 木 裕 介 氏	継続	10	植 竹 徹 氏	新規
4	田 中 光 彦 氏	継続	11	梅 村 優 美 氏	新規
5	蓮 沼 泰 文 氏	継続	12	篠 宮 尚 義 氏	新規
6	横 山 伸 夫 氏	継続	13	高 橋 今日子 氏	新規
7	渡 邊 明 男 氏	継続	14	豊 田 修 由 氏	新規

【総務部職員課】

第59・60号議案 人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて

令和6年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員2名の後任の委員に係る議案を提出するものです。

1	谷 古 宇 孝 氏	継続
2	富 岡 綾 子 氏	継続

【総務部職員課】

第4号報告 専決処分の報告について（市の管理瑕疵による事故の損害賠償）

【事故の概要】

令和5年9月11日午後10時頃、草加市新栄一丁目57番10号地先において、相手方所有の自動車が市道1002号線から店舗駐車場に入る際、外れていた鋼製排水溝（ドレンゲッター）を跳ね上げて車両を損傷した。

【損害賠償の額】

17,798円（物件損害賠償・道路賠償責任保険により全額補填） 過失割合：市10割

【専決処分日】

令和6年4月22日

第5号報告 専決処分の報告について（公務の事故による事故の損害賠償）

【事故の概要】

令和6年2月14日午後4時頃、維持補修課職員が草加市高砂二丁目3番20号地先の市道2094号線をダンプトラックで走行していたところ、前方から相手方が運転する自転車が走行してきたため、車両を停止させ、自転車の通過後に発進させたところ、同氏が転倒し、自転車を損傷した。

【損害賠償の額】

50,380円（物件損害賠償・自動車共済により全額補填） 過失割合：市10割

【専決処分日】

令和6年4月22日

第6号報告 専決処分の報告について（市の管理瑕疵による事故の損害賠償）

【事故の概要】

令和6年1月22日午前9時頃、草加市氷川町2179番地4の草加中学校において、学校の樹木が倒れ、倒れた樹木が相手方宅の屋根に接触し、屋根瓦を損傷したものの。

【損害賠償の額】

27,500円（物件損害賠償・全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填） 過失割合：市10割

【専決処分日】

令和6年5月14日

第7号報告 専決処分の報告について（市の管理瑕疵による事故の損害賠償）

【事故の概要】

令和6年3月15日午前11時頃、草加市青柳七丁目35番1号の草加市立川柳中学校を相手方が歩行中、校庭にある側溝の蓋に足を掛けたところ、蓋を受ける部分が崩れ、蓋が脱落したことにより転倒し、着用していた衣類及び靴を破損したものの。

【損害賠償の額】

25,520円（物件損害賠償・全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填） 過失割合：市10割

【専決処分日】

令和6年5月14日

第8号報告～第17号報告 繰越計算書

- 第8号報告 令和5年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第9号報告 令和5年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第10号報告 令和5年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第11号報告 令和5年度草加市駐車場事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 第12号報告 令和5年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第13号報告 令和5年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第14号報告 令和5年度草加市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第15号報告 令和5年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第16号報告 令和5年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第17号報告 令和5年度草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第18号報告～第20号報告 事業報告書及び決算書

- 第18号報告 令和5年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
- 第19号報告 令和5年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書の提出について
- 第20号報告 令和5年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について